

市民のための日本国憲法 天皇と第九条

上村 信一

安倍政権の目指す改憲論議に終止符を打つべく、本稿を起すことにした。
学者でも、右翼でも左翼でもない一般大衆の方々に向けて書きました。
様々な議論の場で本稿を参考にして戴ければ幸いです。

日本国憲法制定の経緯

日本は 1945 年 9 月 2 日ポツダム宣言の降伏文書に調印し、大東亜戦争及び太平洋戦争は終結となった。

戦争終了後、東久邇宮稔彦内閣が国务大臣松本烝治を委員長として「憲法問題調査委員会」を立ち上げ、内閣法制局で修正点を議論したあと「憲法問題調査委員会試案」(松本試案)を作りました。

この試案は、天皇の軍事大権は削除したが、君主天皇制を堅持し、統治権と立法権をもつというものでした。

この旧態依然たる松本案に GHQ は落胆し、日本人に任せておいても日本の民主化は出来ないと判断し、昭和 21 年 2 月 15 日、国民主権を柱とするマッカーサー草稿を日本側に手渡したのです。

因みにこのマッカーサー草稿は、昭和 18 年(ミッドウエー海戦の 1 年後)くらいから、この戦争は勝つと確信していたアメリカが終戦後の日本をどうするかという研究を先行させて、陸軍の法務官であるハーバード法科大学院出身の法律の専門家達が中心となって作成されたものであったのです。

安倍首相が言うような「憲法に素人の GHQ の人たちが作ったとか、GHQ がろくに検討もしないでアツという間に憲法草案を作ってしまった」とかいう発言は全く事実と異なるものです。たしかに最終草案を詰める過程は二週間ほどでしたが、その前に数年間に亘る研究先行期間があったのです。

日本人自らが民主的な憲法をつくる事が出来ずにアメリカからなかば強制的に示されたマッカーサー草稿を“押し付け憲法”というのなら、自らの新日本建設の礎を作り得なかった者たちこそ恥じらいを持つべきではないだろうか。

GHQ の監督の下でマッカーサー草稿を基に「憲法改正草案要綱」を作成し、紆余曲折を経て新憲法案が起草され、大日本帝国憲法 73 条の憲法改正手続きに従い、1946 年(昭和 21 年)5 月 16 日の第 90 回帝国議会の審議を経て、若干の修正を受けた後、同年 11 月 3 日に日本国憲法として公布され、その 6 カ月後の翌年 1947 年(昭和 22 年)5 月 3 日に施行された。

第一章「天皇」(国民主権を明記)

当時、連合軍最高司令官であったマッカーサーは戦後の混乱した日本の占領政策を円滑に進めるためには日本国民の精神的支柱となっている天皇が戦争によって疲弊した日本国の再興には欠かせない存在であると判断し、制度上天皇主権の封建国家から民主国家に生まれ変わることを条件に天皇制の存続を決めました。新憲法起草段階に於いて、「主権(注 1)は国民に存し」と明記し、従来の「天皇主権」は、「国民統合の象徴(注 2)」と改め、国体(注 3)としての天皇制を存続させると明記したものであります。

注 1 主権とは、第一義的には、国家を統治支配することであり、第二義的には、外国及び国際機関等に対して国家としての意思表示をすることである。(出典 wiki)

注 2 象徴天皇とは、天皇は政治的権力を持たず、国家の儀礼的部分だけを担い、誰からも政治的に利用されないようにすることである。

注 3 国体とは、国の歴史・伝統・文化に由来した国民に内在している精神的根幹のことである。

第二章 戦争の放棄 (九条の本質が論じられてこなかった不幸)

第九条の文言を読んで気付くことは、日本が戦争に負けたことへの体験と反省から九条が書かれたという記述がないことである。

これを補完するのが前文と九十七条である。

九条一項は、「日本は戦争をしません。」(戦争の放棄)と内外に向けて宣言したものです。

これについては自衛のための戦争は認められるかという問題がありますので、後述します。

九条二項を読むときは、一項の宣言を約束することを誓い、以下、前文の一節を挿入して「[われらとわれらの子孫のために、政府の行為によって再び戦争(注4)の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し]、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と読むのである。つまり、「これからも日本は、われらの子孫が長い歴史を築いていこうが、その一時期に戦争かぶれの知能が劣り愚かな指導者が現れてこの決意を変えようとしても、われらの子孫のためにこの決意を変えることはない。われらはあらゆる基本的人権を行使して、そのような不心得者の指導者が現れた時は、主権者として、これを止めさせなければならない。」と宣言したのである。

注4 戦争とは、戦時国際法の原則によれば、「国家間の武力闘争であり、さまざまな軍事作戦の遂行に不可欠な行動を含む」となっています。

さらに九十七条では、(第九十七条 日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。)

これは一見すると基本的人権に関して書かれたように思えるが、「基本的人権を」を「戦争を起こさせないための権利」と置き換えれば理解しやすいだろう。

この意味は、(日本国民に与えられた「戦争を起こさせないための権利」は、人類の多年にわたる平和への努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の戦争という試練から学び得た体験によって、現在及び将来の国民に対し、永久不可侵の権利として与えられたものである。)と読むのだ。

戦争を起こさせない為の装置が基本的人権であると言っても過言ではないのである。

即ち、第九条と前文及び第九十七条とは一体なのである。

それでは九条ができた背景と基本的人権との関係について考察してみよう。

さて、日本が降伏したからといって敗戦国の日本が戦勝国に対して、時を置いてリベンジを仕掛けてくるかもしれないという危惧が連合国側にありました。

何故なら、1870年の普仏戦争(注5)は、1805年の三帝会戦(注6)の報復戦争であったし、第二次大戦にしても第一次大戦の戦勝国フランスに対する敗戦国ドイツの報復戦とみることもできるからである。

この他にも、古典的国際法では、戦争そのものが自由とされた欧州においては、王朝どうしの喧嘩とも言える戦争ではリターンマッチが通例のように行われていたので、連合側が日本のリベンジを危惧したのも当然なのである。この危惧を取り除くためには日本から軍事力を永久に剥奪(非軍事化)してしまえば日本は二度と戦勝国側に立ち向かってくることはないだろうと考えて出来上がったのが九条の文言だったのである。

注5 普仏戦争とは、1870年から1871年に行われた、プロイセンを中心とするドイツ連邦とフランスとの戦争。ドイツ統一を進めるプロイセンと、それを恐れるナポレオン三世が対立し、スペイン王位継承問題を契機に開戦。プロイセンが大勝し、アルザス-ロレーヌなどを獲得。戦中、ドイツ帝国が成立しドイツの統一が完成。また、フランスでは第三共和政が成立した。独仏戦争。(出典 大辞林)

注6 三帝会戦とは、1805年ナポレオン一世がオーストリア・ロシア連合軍に大勝した戦い。フランツ二世・アレクサンドル一世と三人の皇帝が対決したので三帝会戦という(ステルリッツの戦いともいう)。この結果、第三回対仏大同盟は解体した。(出典 大辞林)

他方、日本側にも事情がありました。

芦部信喜の憲法教科書の中に「平和主義の原理」として、「日本国憲法は、第二次世界大戦の悲惨な体験を踏まえ、戦争についての深い反省に基づいて、平和主義を基本原理として採用し、戦争と戦力の放棄を宣言した」という一節が出てくるが、実はこのことは、終戦直後の日本国民の大多数の人々の気持ちを表したものである。

1931年(昭和6年)の柳条湖事件に端を発した満州事変から、1945年(昭和20年)ポツダム宣言受諾までの13年11か月に及ぶ戦争が終結して日本国民は喜びました。いつ終わるともしれぬ戦争に疲れ切ってしまい、どんな形でも良いから早く戦争が終わってほしいと願っていたので、誰しもが戦争が終わって良かった、こんな悲惨で残酷でしかも辛苦を味わうような戦争など二度と御免だという気持ちがあって、戦争は絶対にしてはならないと多くの日本国民が思ったのです。

先の芦部の教科書の一節は正しくこの気持ちを代弁したものであるとあって良いのです。

そして、このことを時の総理大臣であった幣原喜重郎が1946年1月24日マッカーサーと会談した時に平和主義を口頭で提案したのです。

マッカーサーには連合側、幣原には日本側の事情があって、九条は誕生したのです。

第九条と基本的人権の関係

先に、戦争を起こさせないための装置が「基本的人権」であると述べました。

これを説明することは容易ではありません。

そこで、戦争という反対方向から見ると解りやすいと思いますので、この観点から述べてみたいと思います。

さて、邪悪な指導者が戦争をしたいと思ったら、何をしなければならぬでしょうか？

最初に、戦争をするだけの軍隊と軍事力を持たなければなりません。

次にすることは、政府は、戦争をしたくない国民を戦争するように仕向けなければなりません。

そのために戦争へと向かう都合の良い偏った報道を大量に流して、私達の持っている当然の権利である政府に対する抗議のデモ行進や、ビラ配り等の街宣活動を行うことがあたかも悪いことのように市民に思わせてしまうのです。

当然、軍事力にも莫大な金があるので、増税することにもなりますし、徴兵制も敷かれますが、こうなると、最早、戦争反対、増税反対、徴兵制反対の声は、規制が強化されることによって上げられなくなってしまいます。

もし、反対の声を上げようものなら、すぐに逮捕され強制収容所へ入れられてしまうのです。

つまり、第十九条の思想及び良心の自由と第二十一条の集会・結社・表現の自由（報道の自由と言論の自由）を奪ってしまうのです。

今日の日本が「報道の自由」世界ランキングの 65 位だということは、既に危険シグナルが点灯していることを示しています。

そうして、政府批判が国民の目と耳に届かないようにしたうえに口も塞いでしまって、政府にとって戦争を仕掛けるための都合の良い情報だけを国民に与え、緊張を煽り、国民を洗脳し、政府のいうことを聞くように仕向けられて、戦争止むなしという意見が多数を占めるようにしてしまうのです。

そして、いよいよ戦争となれば、全ての基本的人権は瞬時にして奪われます。

このように、種々の基本的人権を国民から奪うことによって、戦争ができるようになるのです。

これだけを見ても、基本的人権が戦争を起こさせないための装置であるということがお解りいただけるでしょう。

自衛戦争と侵略戦争は同義語である。

ここまでは、比較的理解しやすかったことと思いますが、今日の九条を解りにくくしている自衛権(自衛のための戦争)は認められるかという問題があります。

今迄の説明で、日本は絶対に戦争をしないということは解りました。じゃあ、もし他国から侵略若しくは攻撃をされたときはどうするのか？

ただ、いたずらに同胞が殺傷されていくのを見ているだけになってしまうではないか。そんなことでは主権国家とは言えないでしょう。

現に国際法上(国連憲章51条)も当該不正な侵害を排除するための必要な行為は権利として認められているではないか、従って、自衛権(自衛のための戦争)は、主権国家として当然に認められるものであるというのが多数意見となっている。

これが、自衛隊合憲論の根拠ともなっているのです。

筆者も当該合憲論に賛成である。

しかし、厄介な問題が浮上します。

それは、現代の戦争がほとんど全て「自衛のため」と称して戦争を惹起させているからです。

何故、そうなるのかというと国際法上は、侵略戦争は違法であるが、自衛のための戦争は合法としているからです。

国際法上違法なものとされる侵略戦争を説明するための定義付けはされていません。

従って、敢えて定義すれば、「外形的に見て、他国領土を剥奪する意図のもとに直接武力をもって他国の領域を攻撃すること」としか言いようがありません。

しかし、侵略の意図の認定は困難であり、国連安保理がどう判断するかによって、侵略か否かが判断されることになっていますが、これとて各国の政治的要素や拒否権の発動によって容易には判断出来ないのが通例で、その定義付けを困難なものにしています。

それでは自衛権(自衛戦争)はどうでしょうか？

侵略戦争と同じく定義付けは出来ません。

理由は、確かに国際法上は急迫、不正の侵害を排除するためのやむ得ない必要な行為として認められています。我が刑法でいうところの正当防衛や緊急避難に相当するものです。

しかし、これとて本当に急迫、不正の侵害であったのか、また、過剰防衛になってはいないか等の認定はこれまた国連安保理がどう判断するかによって決定されるものであり、これも各国の政治的要因や拒否権の行使などによって、明確に確定できないものなのです。

即ち、戦争に関する国際法とは、言ってみれば混浴の温泉風呂なのだ。入り口は男女別でも中に入ると男女一緒の風呂になっているようなもので、実際には戦争という言葉しか出来ないものを侵略戦争と自衛戦争とに分けてしまって、侵略戦争は違法であり、自衛のための戦争は適法としている論理矛盾の上に立つ極めていいかげんな法なのである。

これは、第一次大戦終了後に調印された不戦条約(注7)に起因しています。条約の論議の中で、「戦争の放棄」は条約参加国に異論は無かったのですが、戦争の放棄によって「自衛のための戦争」まで認めないとするには議論がまとまらず、保留となったまま条約は締結されましたが、実質的には自衛戦争は適法となって国連憲章51条に引き継がれ、現在に至っています。

この曖昧な条約締結が第二次大戦を引き起こしてしまったのです。

かのヒトラーは、ポーランド侵攻の際、ドイツ軍の兵士にポーランド軍の制服を着させて、ドイツとポーランドの国境際にあつた、ドイツのラヂオ放送局を襲撃させ、それをポーランド軍の仕業として「自衛のために」と称してポーランド侵攻を開始、第二大戦が始まったのです。

注7 不戦条約とは、正称は、戦争放棄に関する条約。1928年パリにおいて米仏日など十五か国の間で締結(後に当事国は六十三か国に増加)。自衛、制裁以外の戦争を全面的に禁止し、紛争の平和的解決の義務を定める。ケロッグ-ブリアン協定。(出典 大辞林)

日本国憲法第九条は、日本も柳条湖事件(注8)を引き起こした経験があり、これらのことを熟知していたので、一項では、「国権の発動たる戦争」と記して、侵略戦争とも自衛戦争とも表記していないのです。

注 8 柳条湖事件とは、満州事変の発端となった謀略事件。かねて満州(現、中国東北部)の武力占領を画策していた関東軍幕僚の板垣征四郎、石原莞爾らは、1931年6月末、南満州鉄道沿線にある中国軍(東北辺防軍)兵營の北大營付近の柳条湖で9月下旬に軍事行動を起こすことを計画した。しかし企画が政府側に漏れたため、予定を繰り上げ、9月18日午後10時20分ころ、独立守備兵第2大隊第3中隊の河本末守中尉が柳条湖の満鉄線路に爆薬をしかけ爆発させた。(出典 世界大百科事典)

しかし、自衛権を放棄しては血の気の多い国際社会に存在し得ない事態を招きかねません。

そこで、我が国独自の国際社会に対する規範が必要となります。

その基本的考え方は、他国に脅威を与えずに自衛権を確立するというものです。

ここで私たちは気が付かなければなりません。自衛権という言葉を使うと、イコール「自衛のための戦争」を認めることとなります。

繰り返しますが、一旦戦争となれば相互にその正当性を主張するため、自衛戦争も侵略戦争もへったくれもないので、個別的自衛権であろうが集団的自衛権であろうが自衛権という意味を「自衛のための戦争」と解する限り、個別的自衛権が合憲で集団的自衛権が違憲であるという論争さえ馬鹿げたものなのである。上記で述べたとおり、自衛のための戦争は侵略戦争となんら変わりが無く、双方が決着をみるまで戦うことになり、勝利したほうが善で、負けた方が悪となる図式が、現在の国際法と言って良いのです。

これらのことから、日本は自衛権(自衛のための戦争)を放棄して、自衛権を持たなければならぬという矛盾を抱えてしまいます。

筆者は、この矛盾を解く鍵として自衛権という用語を“限定的実質自衛権”と改めることを提案する。

即ち、国際法でいうところの「自衛権」は、「自衛のための戦争」に加えて「主権の及ぶ領域における警察権を含む」と解釈するのが相当であると思う。

日本が持ち得る「限定的実質自衛権」とは、国外における自衛権(自衛のための戦争)は放棄するが、国内における自衛権(主権の及ぶ領域における警察権)までも放棄しないというものである。旧式の理論を持ち出して恐縮ではあるが、ハリネズミ防衛論(注9)に類似したものである。

注9 ハリネズミ防衛論とは、昭和50年代頃に使われていた用語。動物のハリネズミは、普段は人や動物に積極的に危害を与える存在ではないが、肉食獣などに襲われると身体を丸めて体表にある「針」を広げ、大きな音を出して身を守るという性質がある。それになぞらえて、日本の防衛の在り方を語る際に、自己防衛のためにのみ武器を使い、他国を攻撃することは無いという理想論としての位置付けで使用されていた。(出典 wiki)

その意味するところは、日本は主権の及ばない領域外における戦争はできないが、他国、或いは何らかの武装集団が我が主権の及ぶ領域内に侵入してきた時は、彼らが国境を越えた瞬間に不法侵入者となり、我が国内における治安問題となります。即ち、警察権の問題となるのです。そして、彼らが兵器を使つての内戦の煽動や、武力攻撃、暴動、テロ等を行ったとき、警察の持っている装備では不十分で武装している不法侵入者に対して立ち向かえない時に「限定的実質自衛権」を発動して、自衛隊がそれらを撃退する役割を担うのです。

このように限定的実質自衛権を警察権の範囲に限定すれば、自衛隊は、当然、合憲となり、他国に対して脅威を与えることは無く、実質的に自衛権としての武力の行使も可能であり、その範囲も主権の及ぶ領域に限定されるのです。

自衛隊は警察の補完組織ですので、集団的自衛権も含めて、国外に於ける一切の行動はできないこととなります。

何故なら、日本の警察権が外国に於いて行使されることは、その国の内政干渉となってしまうからです。

残るは、存立基盤を脅かす経済領域とその他の問題です。

日本では、マラッカ海峡やホルムズ海峡等を言いますが、何らかの形でこれらの経済領域が封鎖された場合や、また、日本資本が入った油田或いは大規模生産施設等が攻撃された場合、国外において外国人テロリストに日本人が人質に取られた場合、在外公館が攻撃された場合などが想定されますが、いずれの場合も限定的実質自衛権の定義から外れて、自国の領域外に於いての軍事力の行使はできません。

もう少し、説明します。

世界に存する主権国家は、国民の生命、財産を守らなければなりません。我が国も日本国憲法第十三条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由、及び幸福追及に関する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。

しかし、国家として、国民の生命をたとえ一人の命といえども守らなければならないのであれば、例えば、海外に於いて日本人が外国人テロリストに人質として囚われた場合、武力行使をしてでもこの一人の命を守らなければならないということになります。そうすると多数の人命が失われる恐れがあり、多額の経済的負担を強いられることとなりますので、多くの国民がこのことを許容するとは思えません。

従って、上記、何れの場合も国連憲章 14 条(注 10)に規定されているとおり、国際機関の協力を求めて徹底的な関係当事者及び当事国との話し合いによる解決の方法しか選択の余地はありません。

注 10 国連憲章第 14 条 第 12 条(注 11)の規定を留保して、総会は、起因にかかわらず、一般的福祉または諸国間の友好関係を害する虞があると認めるいかなる事態についても、これを平和的に調整するための措置を勧告することができる。この事態には、国際連合の目的及び原則を定めるこの憲章の規定の違反から生ずる事態が含まれる。

注 11 国連憲章第 12 条

1. 安全保障理事会がこの憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争または事態について遂行している間は、総会は、安全保障理事会が要請しない限り、この紛争又は事態について、いかなる勧告もしてはならない。
2. 事務総長は、国際の平和及び安全の維持に関する事項で安全保障理事会が取り扱っているものを、その同意を得て、会期ごとに総会に対して通告しなければならない。事務総長は、安全保障理事会がその事項を取り扱うことをやめた場合にも、直ちに、総会又は、総会が開会中でないときは、国際連合加盟国に対して同様に通告しなければならない。

日本が目指すべき安全保障は、ハリネズミ防衛論を国際法の原点に置いて条約化することである。

そうすれば、通常兵器による攻撃はもちろんのこと、ミサイル攻撃も、宇宙からの電磁波攻撃も、サイバー攻撃もすべて国際法違反となり、限定的実質自衛権も確立されるのである。

最後に、何故、今安倍首相が改憲を声高に言うのか述べてみたいと思います。その真意は解りません。

安倍首相が戦後レジームの転換と言っている内容がわからないからです。

戦後の占領期から米軍基地が存在し続けているアメリカの隷属状態から脱却するのか、或いは、戦前の天皇主権に戻して、戦前の体制を復活させるのかは解りません。自民党の改憲草案を見る限りでは後者を目指しているように思えます。

今、言えることは、日本国民の大多数は、戦争は「いやだ」、戦争はしたくないという気持ちは変わらないと思います。

つまり、戦後70有余年を経た現在においても、戦争終結直後の人たちの気持ちと変わらないということです。

日本人の気持ちに変化が無いとするならば、日本の事情に変化は無い。専らアメリカ側の事情変更で改憲が必要であると主張しているのではないかということである。

冷戦が存在していた当時は、日本の防衛上、極東地域共産圏諸国に対する日米安保条約もそれなりに機能していたと思います。

しかし、ソビエト連邦崩壊によって冷戦構造がなくなり、世界で唯一ダントツのヘゲモニー国家となった米国が、自由貿易競争に敗れ、製造業が米国内から消失して莫大な双子の赤字を抱えることとなり、唯一軍事産業に活路を求めている現状で、米国自らが世界各地に緊張状態を作り出し、紛争を惹起させ、”軍事製品”を消耗させて米国経済を回す主軸とする様は、おおよそ許されざる愚行としか言いようのないものである。

安倍首相が米国を訪問する度に米国の旧型兵器在庫一掃バーゲンセールならぬ超高値セールに赴いて、大量の買い付けを行って、米国のご機嫌とりをしている様は、世界最大の軍事力を背景とした横暴な米国様にかしずいている忠犬のように見えてくるではないか。

そして、この横暴なヘゲモニー国家は、自ら惹起した世界各地の紛争に自らの軍隊を介入させ、軍事作戦に不可欠な兵站という役目を日本に押し付けようとしていることは明白である。

そんな横暴な覇権国家であるアメリカの一方的な事情変更を受け入れる気もないし、その必要も無い。

そのような暴挙ともいえる要請に応じて、憲法違反である「集団的自衛権」を容認し、さらに、九条改憲の方向へ進むことは、日本国民にとっては断じて許されないことなのである。

靖国神社に奉られている200万余の尊い英霊の御霊は、日本国の平和を願って捧げられたものである。

終戦によって平和な社会が到来し、日本国憲法の平和主義によって七十有余年に亘って戦争に巻き込まれることもなく、今日の日本の平和を一番喜んでいるのは彼らではないだろうか。

この憲法の平和主義を貫くことが、日本の平和を願って戦地に散った彼らの御霊を供養し続けることになるのだ。

今の安倍政権のやっている改憲論議は、この尊い御霊に対し、唾を吐くような冒瀆である。

平和主義の覇権国家として、わが日本国が、先の戦争で犠牲となった尊い御霊とそのご遺族、子孫、国民に愛される国であり、且つ世界の国々の人々からも親しまれる国で有り続けるために、我等が力を合わせて平和憲法を守ろうではないか。

一時期の邪悪な指導者に惑わされることなく、日本の置かれている現実には我等が担う責務を果たすことによって、自ずから邪悪な指導者は追放されることになるだろう。

ここで、筆者が提案したことは、現今の国際法が戦争を言下に否定していないことから、日本が国際社会に於いて平和国家として存立し得るための考えを述べたものである。

本来であるならば、もっと資料を提示して記述したいのですが、紙数も限られていて、皆様に資料を十分にお示し出来ないことから少々先を急いだ荒っぽい表現となっています。

このことにご理解を賜ったうえで、本稿を最後までお読み頂いた皆様に感謝を申し上げます。

賢明な日本国民諸兄の今後の奮闘を祈念するとともに、日本が、いつまでも平和な国で世界の人々から愛される国であることを祈願して、筆を置きます。

2018年6月9日 上村 信一

1950年 佐賀県生まれ、会社員、会社役員、相談役、自営業を経て、2011年3月11日の福島原発事故発生を受けて原発反対の市民運動に参加。現在に至る。